

表彰規則 新旧対照表 (案)

現 行	改 正 (案)	備 考
<p>表彰規則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、定款第 5 0 条の規定に基づき、本協会の表彰に関し必要な事項を定める。</p> <p>(表彰)</p> <p>第 2 条 本協会は、日本サッカーの発展に寄与、貢献した個人又は団体に対し、敬意及び謝意を表することを目的として表彰を行う。</p> <p>(対象者)</p> <p>第 3 条 本協会が行う表彰の対象者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本協会の役員、<u>顧問、参与</u></p> <p>(2) 都道府県サッカー協会及びその役員</p> <p>(3) <u>加盟チーム及びその役員、選手</u></p> <p>(4) <u>各種連盟の役員</u></p> <p>(5) <u>審判員</u></p> <p>(6) その他本協会の運営に多大な貢献をした者</p> <p>(表彰事由)</p> <p>第 4 条 本協会は、前条<u>①</u>の対象者が次の各号のいずれかに該当</p>	<p>表彰規則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、定款第 5 0 条の規定に基づき、本協会の表彰に関し必要な事項を定める。</p> <p>(表彰)</p> <p>第 2 条 本協会は、日本サッカーの発展に寄与、貢献した個人又は団体に対し、敬意及び謝意を表することを目的として表彰を行う。</p> <p>(対象者)</p> <p>第 3 条 本協会が行う表彰の対象者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本協会の役員<u>及び名誉役員</u></p> <p>(2) 都道府県サッカー協会及び<u>地域サッカー協会並びに</u>その役員</p> <p>(3) <u>各種連盟の役員</u></p> <p>(4) <u>加盟チーム及びその役員</u></p> <p>(5) <u>選手</u></p> <p><u>(6) 指導者</u></p> <p><u>(7) 審判員及び審判指導者 (以下「審判員等」という。)</u></p> <p>(8) その他本協会の運営に多大な貢献をした者</p> <p>(表彰事由)</p> <p>第 4 条 本協会は、前条の対象者が次の各号のいずれかに該当す</p>	

する場合に表彰を行う。

- (1) 役員等として永年協会及び連盟の運営に貢献したとき
- (2) 選手の指導、育成に顕著な貢献したとき
- (3) 審判員として永年にわたり、競技運営に貢献したとき
- (4) その他前各号に準ずる行為があったとき

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状を授与してこれを行う。ただし、記念賞等を加授することができる。

(表彰者の決定)

第6条 表彰者の決定は、理事会において行う。

(表彰の時期)

第7条 表彰の時期及び場所は、会長が決定する。

(改正)

第8条 本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

(施行)

第9条 本規則は、2017年4月13日から施行する。

る場合に表彰を行う。

- (1) 役員等として永年協会及び連盟の運営に貢献したとき
- (2) 選手の指導、育成に顕著な貢献したとき
- (3) 審判員等として永年にわたり、競技運営に貢献したとき
- (4) その他前各号に準ずる行為があったとき

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状を授与してこれを行う。ただし、記念賞等を加授することができる。

(表彰者の決定)

第6条 表彰者の決定は、理事会において行う。

ただし、別表に定める者については、表彰委員会がその内容を確認した上で決定し、理事会に報告するものとする。

(表彰の時期)

第7条 表彰の時期及び場所は、会長が決定する。

(改正)

第8条 本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

(施行)

第9条 本規則は、2017年4月13日から施行する。

[改正]

2023年2月9日

別表

①サッカー1級・サッカー女子1級・フットサル1級審判員勇退

者で審判委員会から推薦があった者

②サッカー・フットサル1級審判インストラクター勇退者で審判委員会から推薦があった者

③2012年度第8回理事会にて承認された表彰に関する内規（『審判員および審判指導者の表彰について』2021年度第13回理事会改定）に定める表彰者で審判委員会から推薦があった者

④都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会の会長・副会長・専務理事退任者で当該サッカー協会から推薦があった者

⑤地域サッカー協会の理事を20年以上務めた退任者で当該サッカー協会から推薦があった者

⑥一般財団法人日本サッカー後援会（以下「後援会」という。）の40年継続会員及び30年継続会員で後援会から推薦があった者